

③相談支援の充実

相談支援体制の強化

(課題) 障害者の地域生活にとって相談支援は不可欠であるが、市町村ごとに取組状況に差がある。
また、地域の支援体制づくりに重要な役割を果たす自立支援協議会の位置付けが法律上不明確。

- 地域における相談支援体制の強化を図るため**中心となる総合的な相談支援センターを市町村に設置。**
- 自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化のため、法律上に根拠を設ける。**

※市区町村における地域自立支援協議会の設置状況65%。(H20.4.1現在。20年度中に更に20%が設置予定)

※平成19年12月の与党PT報告書においても、自立支援協議会の法令上の位置付けの明確化について指摘。

- 地域移行や地域定着についての相談支援の充実。(緊急時に対応できるサポート体制等)

支給決定プロセスの見直し等

(課題) サービス利用計画の作成については、①計画の作成が市町村の支給決定後となっている、②対象が限定されている、などの理由からあまり利用されていない。

- 支給決定の前に**サービス利用計画案を作成し、支給決定の参考とする**よう見直し。

- サービス利用計画作成の対象者を**大幅に拡大。**

※現在のサービス利用計画作成費の対象者は、重度障害者等に限定されており、利用者数は1,920人(H20.4)

④障害児支援の強化

児童福祉法を基本とした身近な支援の充実

(課題) 障害を持つ子どもが身近な地域でサービスを受けられる支援体制が必要。

- 重複障害に対応するとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害種別等に分かれている現行の**障害児施設(通所・入所)について一元化。**

- 在宅サービスや児童デイサービスの実施主体が市町村になっていることも踏まえ、**通所サービスについては市町村を実施主体**とする(入所施設の実施主体は引き続き都道府県)。

放課後等デイサービス事業の創設

(課題) 放課後や夏休み等における居場所の確保が必要。

- 学齢期における支援の充実のため、**「放課後等デイサービス事業」を創設。**

在園期間の延長措置の見直し

(課題) 18歳以上の障害児施設入所者について、障害者施策として対応すべきとの意見。

(障害児支援の関係者で構成された『障害児支援の見直しに関する検討会』の中での議論)

- 18歳以上の入所者については障害者施策(障害者自立支援法)で対応**するよう見直し。

(その際、支援の必要な継続のための措置や、現に入所している者が退所させられることがないように附則に必要な規定を設ける。特に重症心身障害者については十分に配慮する。)

⑤地域における自立した生活のための支援の充実

グループホーム・ケアホーム利用の際の助成の創設

(課題) 障害者の地域移行を促進するため、障害者が安心して暮らせる「住まいの場」を積極的に確保する必要。

- グループホーム・ケアホーム入居者への支援を創設**(利用に伴い必要となる費用の助成)。

※身体障害者について、グループホーム・ケアホームを利用できるようにする。(告示)

重度の視覚障害者の移動支援の個別給付化

(課題) 移動支援について、重度の肢体不自由者や知的障害者及び精神障害者については、自立支援給付とされているが、重度の視覚障害者については、地域生活支援事業(補助金)の中で行われているのみ。

- 重度の視覚障害者の移動支援についても、地域での暮らしを支援する観点から、自立支援給付の対象とする。**